

日南市障がい者計画

令和2年度～令和6年度

(概要版)

「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、

健やかで心のかようまち」

令和2年3月

日南市

「日南市障がい者計画」の概要

1 計画の目的

障がい者計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき定めている本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

本市では、平成27年に策定した計画期間を5年間とする「日南市障害者計画」が、令和元年度で計画期間の終了を迎えることから、国の第4次障害者基本計画（平成30年度からの5年間）及び第4次宮崎県障がい者計画（令和元年度からの5年間）を基本とし、新たな「障がい者計画（令和2年度から6年度）」を策定することとしました。

2 計画の期間

＜障がい者計画＞令和2年度から令和6年度まで（5年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日南市	障害者計画		障がい者計画				
県	第3次	第4次宮崎県障がい者計画				第5次	
国	第4次障害者基本計画				第5次		

3 基本理念

「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」

4 人口及び障がい者数

(単位 人)

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	53,258	52,556	51,781	51,106

(各年10月1日現在、推計人口)

◆障害者手帳別

(単位 人)

障がい別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者	3,479	3,463	3,409	3,344
知的障がい者	574	589	593	620
精神障がい者	287	318	333	342
合計	4,340	4,370	4,335	4,306

◇身体障がい者

年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	42	42	38	41
18歳～64歳	763	740	712	689
65歳以上	2,674	2,681	2,659	2,614
合計	3,479	3,463	3,409	3,344

◇知的障がい者

年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	112	115	112	127
18歳～64歳	394	402	402	407
65歳以上	68	72	79	86
合計	574	589	593	620

◇精神障がい者

年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	4	5	9	7
18歳～64歳	224	251	257	267
65歳以上	59	62	67	68
合計	287	318	333	342

(各年10月1日現在、福祉課資料)

5 障がい者計画（令和2年度～令和6年度）

第1節 理解と交流の促進

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を築いていくためには、幅広く市民が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づく協力・支援が必要です。

このため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず社会参加を可能とする環境整備を図ることで、*アクセシビリティの向上に努めます。

また、障がい者が地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・福祉サービスなど公的サービスの提供に限らず、地域住民がお互いに支え合っていくことが重要なことから、障がいや障がい者についての理解の促進を図るとともに、市民の地域福祉への意識を高め、ボランティア活動等の活性化により、互いに支えあう地域社会づくりを推進します。

*アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

（1）障がいや障がい者についての理解の促進

①広報・啓発活動の促進／②福祉に関する教育の推進

（2）障がい者と地域住民等との交流の促進

①地域住民との交流の促進／②児童生徒との交流促進

（3）市民主体の活動等の促進

①日常生活支援体制づくり／②ボランティア団体の活動及びコーディネート

③ボランティア団体のネットワークづくり及び協力体制の確立

④障がい者団体の育成

第2節 生活支援の充実

障がいのある人が自己選択・自己決定のもと福祉サービスや相談支援等を利用しながら、安心して地域で暮らすことができるよう、日南市地域自立支援協議会を中心に市内外の施設や事業所をはじめとする関係機関との連携を強化しながら、利用者のニーズの把握と必要なサービス見込量の確保について調整を行い、個々のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

福祉サービスの円滑な利用や緊急時における相談等に対応できるよう、行政機関や事業者、施設等、相談支援に携わる各機関との連携により、相談支援体制の整備・充実を図ることで、アクセシビリティの向上に努めます。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障がいのある人に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、障がいのある人の権利擁護に努めます。

更には、日常生活を豊かで潤いのあるものにするため、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、障がいのある人もない人も共に、楽しむことができる機会の創出の充実を図ります。

（1）福祉サービスの充実

①意思疎通支援事業／②日常生活用具給付事業／③移動支援事業

④地域活動支援センターの充実／⑤訪問入浴サービス事業

⑥日中一時支援事業／⑦自動車運転免許取得助成事業

⑧自動車改造助成事業／⑨重度心身障がい者（児）医療費助成事業

⑩身体障がい者福祉タクシー給付事業／⑪サービスの質の向上

⑫地域生活支援拠点等の整備

（2）相談支援体制の整備・充実

①総合的な相談体制の充実／②相談支援事業／③情報収集・提供手段の充実

(3) 障がい者の権利擁護の推進

- ①権利擁護の取組への支援

(4) スポーツ、文化活動の促進

- ①スポーツ・文化・レクリエーションの振興
②文化活動・スポーツ大会への参加促進
③日常のスポーツレクリエーショングループの育成
⑤生涯学習への参加促進と生涯学習の充実

第3節 保健・医療の充実

疾病や障がいの早期発見、早期療育や保健・福祉施策への展開にあたっては、きめ細かな相談指導や支援体制の整備が必要なことから、障がいの原因となり得る疾病の発症、重症化予防及び療育指導等、市民に対する啓発や支援など更なる各種対策の充実を図ります。

(1) 予防、早期発見、治療の推進

- ①健康診査、相談、カウンセリングの提供の推進

(2) 医療サービスの充実

- ①医療提供体制の整備／②医療費公費負担制度の周知／③機能訓練体制の充実

(3) 精神保健対策の推進

- ①精神医療体制の確立／②地域精神保健対策の推進

第4節 療育・教育の充実

障がいのある児童生徒の成長の各段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じて最も適切な療育・教育の場の確保に努めます。

なお、特別支援学級に適正な人材の配置と適正就学が行われるような施策を推進するとともに、広汎性発達障がい（PDD）や学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいについても、対応できる教職員の確保や指導方法等の充実に努めます。

障がいや発達に遅れのある未就学児童について、集団生活への適応のための専門的な支援が行えるよう、保育園職員の体制充実や資質向上、更には保護者がより身近なところで安心して相談ができる体制等、障がい児を地域で育てる環境づくりの充実に努めます。

(1) 療育の充実

- ①相談窓口の充実／②支援体制の整備／③障がい児保育の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

- ①就学前の障がい児教育の充実／②特別支援教育の充実
③特別支援教育コーディネーターの確保

第5節 雇用・就業の促進

障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

また、障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援を推進します。

- (1) 総合的な就労の支援
 - ①障がいのある人の雇用の機会拡大／②雇用促進の啓発と関係機関との連携
- (2) 障がい者雇用の拡大・定着
 - ①障がいのある人の雇用支援の推進／②福祉的就労の場の充実
 - ③職場定着と継続就労への支援

第6節 生活環境整備の推進

障がいの有無に関わらず市民の誰もが安全で快適に暮らせる地域社会を実現するため、県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路の段差等のバリアフリー化など、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障がいのある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応し、障がいの重度化や高齢化による適切な支援を受けられる居住の場の確保に努めます。

更には、地震、台風、大雨等の自然災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進し、災害時においては、高齢者や障がい者などの要援護者が、避難や避難生活に支障のないよう支援体制の整備を図るとともに、避難施設の充実に努めます。

- (1) 生活環境の整備促進
 - ①移動手段の確保／②建築物の整備
 - ③歩行者通路や公共施設等のバリアフリー化の推進
 - ④障がいのある人に配慮した住環境の整備
- (2) 安心して暮らせる住まいの確保
 - ①住まいの確保に向けての取組の推進／②バリアフリー住宅の供給等
- (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
 - ①災害時の避難計画の周知徹底及び防災意識の向上と改善指導
 - ②防犯体制の確立／③交通安全対策

第7節 情報・コミュニケーション

手話、要約筆記、点字、音訳など障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する方が、地域社会で生活していくためには、それぞれの障がいの特性を理解し、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

また、聴覚障がい者の意思疎通支援については、障害者基本法において手話が言語に含まれることが明記されたことや障害者差別解消法が制定されたことを踏まえ、手話通訳者等の派遣・育成の充実がより一層求められています。

- (1) 意思疎通支援の充実
 - ①条例の制定／②意思疎通支援事業／③手話奉仕員養成研修事業
- (2) 情報取得・利用しやすさの推進
 - ①障がいのある人に配慮した広報誌の作成

6 成果目標

項番	事項	現状	目標
第1節 理解と交流の促進			
1	小・中・高等学校における※福祉共育の実施回数の増加	平成30年度実績 39回	令和6年度実施回数 50回
第2節 生活支援の充実			
2	地域自立支援協議会そらだん部会の開催回数の増加	平成30年度実績 2回	毎年5回以上
3	成年後見制度の利用者数の増加 (毎年6月30日時点)	令和元年6月末利用 者数 175人	令和7年6月末利用 者数 213人
4	県障がい者スポーツ大会への参加者の増加	令和元年度参加者数 105人	令和6年度参加者数 121人
第3節 保健・医療の充実			
3	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	令和元年度未設置	令和2年度末までに 設置
第4節 療育・教育の充実			
1	放課後等デイサービスの利用者数の増加	平成30年度末利用 者数 95人	令和6年度末利用者 数 110人
第5節 雇用・就業の促進			
2	福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行	平成30年度実績 6人	5年間の一般就労者 数 25人
2	就労継続支援A型事業所の1人あたりの平均工賃（月額）の増額	平成30年度実績 65,913円	令和6年度平均工賃 79,096円
2	就労継続支援B型事業所の1人あたりの平均工賃（月額）の増額	平成30年度実績 25,683円	令和6年度平均工賃 30,820円
第6節 生活環境整備の推進			
1	ヘルプマークの交付数の増加	平成30年度実績 176個	令和6年度末交付数 921個
第7節 情報・コミュニケーション			
1	手話奉仕員登録者数の増加	平成30年度実績 8人	5年間の登録者数 30人

※福祉共育：多様な立場や領域の人や組織が連携して教育を行うこと。

